

外食産業原産地等表示対策事業費（新規）

1 趣旨

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、平成17年7月28日に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定したところである。消費者の外食に対する信頼性を一層高めるために、外食事業者がガイドラインに則った原産地表示に取り組むよう、その普及を図る必要がある。

しかしながら、外食産業は小規模の事業者が大半を占め、かつ、多くの業種・業態に分かれているとともに、原材料の調達ルートが複雑・多岐に及んでいる等、原産地表示の推進を図る上で、多くの課題を有している。

このため、外食事業者が原産地表示を適切に行うために業種・業態ごとのパンフレット・マニュアルの作成、表示に関するアドバイザーの育成等の普及啓発活動を通じて、幅広い業種・業態の外食事業者による原産地表示に対する取組を促進する。

2 事業内容

優良事例を用いて業種・業態等の実情に応じたパンフレット・マニュアルを作成するとともに、外食事業者団体において、表示アドバイザーを育成し、食品表示や法令遵守等の指導・相談を行わせ、ガイドラインに沿った適切な表示の普及を促進する。

3 事業実施主体	民間団体
4 平成18年度概算額	28,500(0)千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成18年度～平成20年度

（担当課：総合食料局食品産業振興課）